# 入　札　説　明　書

この入札説明書は、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）、令和 7 年 3 月 31 日鳥取県告示第 180 号（森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に関する入札等に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

第１　入札条件

（１）入札者は、いったん提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

（２）入札者は、入札書の記載事項について、抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、金額はこれを改めることができない。

（３）委任状及び入札書のあて名は「鳥取県西部総合事務所長　荒田　すみ子」とする。

（４）次に掲げる入札は無効とする。

ア　入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札

イ　郵便等による入札

ウ　他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは２人以上の入札者の代理をした者の入札

エ　委任状を持参しない代理人のした入札

オ　記名のない入札（代理人をもって入札するときは記名押印のない入札）

カ　金額数字の不鮮明な入札

（５）入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

ア　入札執行前にあっては、入札辞退届を持参又は郵送すること。

イ　入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退することを明記した書面を提出すること。

（６）開札後、落札者がない場合には、再度入札できるものとし、その回数は２回までとする。

（７）再度入札を行う場合において、前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

（８）本入札においては、会計規則第 129 条で定める最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を提出した者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

第２　その他必要な事項

（１）入札書の入札金額は、契約申込金額（課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）を記載すること。併せて、内訳としてかっこ内に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

（２）落札者となるべき同価の入札を行った者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決

定する。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退することはできないものとする。

（３）入札終了後、落札者は、免税事業者である場合はその旨の届出書を提出すること。

（４）代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

（５） 開札前天災地変等のやむを得ない事情が生じたとき、又は入札に際し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

（６）自治法施行令第 167 条の４第２項の各号の一に該当すると認められる者は入札資格を取り消し、その後３年以内の期間を定めて競争入札に加わらせないことがある。なお、入札資格を取り消し、又は競争入札に加わらせないこととした者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

（７）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。